

# 川西市公共施設予約システム（川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園専用）利用規約

## （目的）

第1条 この規約は、川西市公共施設予約システム（川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園専用）（以下「予約システム」といいます。）を利用して、川西市及び指定管理者（以下「市等」といいます。）が管理する川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園（以下「社会体育施設等」といいます。）の利用申請等をする際に必要となる利用者登録の手續等について、必要な事項を定めるものです。

## （利用規約の同意）

第2条 予約システムを利用して社会体育施設等の利用申請等を行うには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等は予約システムによるサービスを提供します。

2 予約システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、予約システムを利用できません。

## （利用者登録の対象者）

第3条 予約システムの利用者登録をすることができるものは、団体とします。

## （利用者登録の申請）

第4条 予約システムの利用を希望する団体は、登録受付窓口において、代表者の本人確認ができる書類（学生証、運転免許証、住民基本台帳カードなどをいいます。以下同じ。）を提示のうえ、予約システム利用者団体登録申請書（以下「申請書」といいます。）を提出しなければなりません。

## （利用者登録）

第5条 市等は、利用者から前条の規定により申請書の提出があった場合で、申請書の内容を確認し、登録者（予約システムのサービスを受ける団体をいいます。

以下同じ。)として承認するときは、申請書の内容、利用者番号及びパスワード(登録者が任意に定める半角英数字8文字以上12文字以内のものをいいます。以下同じ。)を予約システムに登録するとともに、利用者登録内容通知書にて利用者番号、パスワード及び登録内容の確認を受け、当該通知書を渡し、登録カードを発行します。

(利用者番号及びパスワードの利用及び管理)

第6条 登録者は、予約システムの利用に当たっては、利用者番号及びパスワードを入力することにより、利用申請等の手続等(以下「利用手続等」といいます。)を行うことができます。

2 登録者は、利用者番号及びパスワードを次の事項に注意して、自己の責任において厳重に管理してください。

- (1) 利用者番号及びパスワードは、他人に知られないように管理すること。
- (2) パスワードは、定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めること。
- (3) 他人からのパスワードの照会に応じないこと。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに、社会体育施設等に連絡し、その指示に従うこと。

3 市等は、これら厳重に管理された利用者番号及びパスワードにより行われた利用手続等については、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録の変更・廃止・登録カードの再発行)

第7条 登録者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合、登録を廃止する場合又は登録カードを再発行する必要がある場合は、速やかに、社会体育施設等に代表者の本人確認ができる書類を提示のうえ、申請書を提出しなければなりません。

(利用者登録の有効期間と更新)

第8条 利用者登録日は、利用者登録の申請がされ、市等が登録者と認めた日とします。

2 利用者登録の有効期間は、2年間です。2年毎の更新手続が必要となり、有効期間が過ぎた場合は、予約等の利用ができなくなります。

3 登録者は、前項の利用者登録の更新を行う場合は、社会体育施設等に代表者の本人確認ができる書類を提示のうえ、申請書を提出しなければなりません。

(利用の一時停止)

第9条 市等は、登録者に対し、施設の使用料等の支払いが滞っている場合、登録者が本規約に違反した場合その他市等が必要と認める場合は、予約システムの利用を一時停止することができるものとします。

(登録資格の喪失)

第10条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合には、登録者の資格を喪失します。この場合において、登録者は、債務全額を返済するものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 施設の管理に関する条例若しくは規則又はこの規約に違反した場合
- (3) 施設の使用料等の債務の履行を怠った場合
- (4) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行い、市等が認めた場合
- (5) 死亡又は失踪宣告を受けた場合
- (6) 住所の変更の届を怠るなど、登録者の責めに帰すべき理由により登録者の所在が不明となった場合
- (7) 予約システムに対し、不正にアクセスした場合
- (8) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害した場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市等が登録者として不相当と認めた場合

(施設規則の遵守)

第11条 利用者は、当該施設に定められた関係規則に従い、定められた目的以外の使用はできません。

(施設の利用方法)

第12条 予約システムにより利用手続等を行う施設の具体的な利用方法は、市等が別に定めます。

2 市民温水プールプール室のコース( 1から 3までに限る )については、予約申込時と利用時で異なる場合があります(コースの指定はできません。 )。

(利用時間)

- 第13条 予約システムの利用時間は、午前5時から翌日午前2時までとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の保守又は点検を行う場合は、予約システムの一部又は全部を停止する場合があります。
- 3 予約システムの停止を行う場合は、市等のホームページ等で事前にお知らせしますが、市等が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(免責事項)

- 第14条 市等は、登録者が予約システムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。
- 2 市等は、予約システムの運用の停止、中止又は中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

- 第15条 市等は、登録者の申請に基づく個人情報について、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払います。
- 2 市等は、登録者の申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、予約システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として利用します。

(登録情報の字体)

- 第16条 提出された申請書の記入字体について、予約システムでの取扱いが困難である場合は、予約システムで表示される字体(標準文字)になります。

(警察への照会)

- 第17条 市は、川西市暴力団排除に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、暴力団の利益にならないことを確認する必要があるときは、登録者の申請内容について、川西警察署に対して照会します。

(管轄)

第18条 予約システムの利用又はこの規約に関して、登録者と市等の間に生ずるすべての紛争については、市等の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

(利用規約の変更)

第19条 市は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。

2 登録者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

(補則)

第20条 この規約に定めのない事項その他必要な事項については、市が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成21年2月20日から施行します。

附 則

この規約は、平成21年5月8日から施行します。

附 則

この規約は、平成24年7月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成28年3月1日から施行します。